

令和8年度原田処理場場内しゅんせつ業務

特 記 仕 様 書

猪名川流域下水道事務所 維持課

目 次

第1章 総 則	・ ・ ・ ・ ・	1
第2章 安 全	・ ・ ・ ・ ・	1
第3章 委託概要	・ ・ ・ ・ ・	2

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、猪名川流域下水道原田処理場（以下「処理場」という。）の令和8年度原田処理場場内しゅんせつ業務に適用する。

第2条 工程管理

本処理場は現在稼動中であり、あらかじめ発注者と協議し、極力運転に支障無きよう工程、作業方法を立案作成し、提出するとともに適正な工程管理を行う。

第3条 現場管理

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務責任者を選任し、発注者に届け出ること。
2. 業務中は、業務責任者を原則常駐させて、業務の安全と業務を円滑迅速に遂行する。
3. 作業開始及び終了時には、発注者まで連絡し、退出時には、火気等の安全確認を確実に行う。

第4条 共通事項

1. 業務にあたっては、関連法規を遵守し、使用環境、負荷等の変動に十分注意するとともに、維持管理にも配慮する。
2. 業務中に必要と認められる作業等が発生した場合は、発注者と協議を行い、その指示に従う。
3. 業務にあたり既設設備の防護、並びに業務上必要な臨時の取外し物の復旧、及び仮設物防護等は、受注者の負担で行う。
4. 無断で処理場施設内に立入ってはならない。また、指示された場所以外で火気を使用してはならない。
5. 電源及び水道の使用、並びに現場事務所を設置する用地等の借用については、発注者に「電源・用水・用地等使用願い」を提出し、承諾を得ること。また、現場事務所を設置する場合は、構造計算書及び消防署への届出書の写しを提出し、承諾を得ること。

第5条 個人情報保護

受注者が、発注者に提出する書類において生年月日、住所等の個人情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りとすること。

第2章 安 全

第1条 安全管理

沈殿池内作業等の酸素欠乏等が疑われる場所での作業では、必ず酸素測定等を行い、安全を確認したうえ作業を行う。また、測定記録を監督職員に提出する。

第3章 業務概要

第1条 業務概要

本業務は、猪名川流域原田処理場に設置されている沈砂池のしゅんせつを行う。

第2条 業務内容

1. 本業務は、作業従事者が処理場の水路内に入り、強力吸引車のホースの先端を操作して、堆積している沈砂等を直接吸い上げ、吸い上げた沈砂等は処理場内の発注者が指定する場所へ排出するものである。ただし、吸引不可能なガラ・ごみ等は、人力により回収すること。
2. 強力吸引車の仕様は、適応車種4.0t、エンジン出力154kW(209ps)、または、これと同等以上の性能を有するものとし、1・2系沈砂・し渣洗浄設備のスクリーンへの排出が可能な構造のものとする。
3. 推定業務日数は5日とするが、場合により増減する可能性があるものとする。
1日の作業時間は6時間とする。1日の作業時間が6時間に満たない場合は、別日で満たなかった時間分の作業を行い、6時間に達した時点で1日分の作業を達成したものとする。
4. しゅんせつ場所を変更する場合は協議により決定する。

第3条 一括再委託等の禁止

契約書第10条第1項にかかる、再委託できない主たる部分は以下のとおりとする。また、第2項の再委託できない指定部分、及び第3項の承諾要しない再委託可能な軽微な部分は以下のとおりとする。

【主たる部分】

工程管理、出来形管理、安全管理、履行確認用の写真管理、完了報告書の作成、協議、技術的判断

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第4条 その他

1. この仕様書に記載無き事項については「業務委託共通仕様書」に準じて業務を行う。
2. 本業務で発生した部品等の現場発生品については受注者が金属・廃プラスチック等に分別を行い、発注者の指定する場所へ運搬する。処分は発注者が行う。
3. 詳細日程については監督職員と協議の上、決定すること。